



商工会であっせんします



あっせん対象者

本共済制度に加入し、6ヶ月経過し正常に掛金を払い込まれた方。
但し、生活資金については上記の方で、3年以上営業(勤務)し、年収150万円以上の方。
(注)百十四銀行取扱については、給与所得者のみ対象とし、年収については不問。

資金の用途

◎事業資金(運転資金、設備資金) ◎生活資金

融資限度額

◎事業資金 2,000万円まで
但し、1口につき加入60ヶ月以下40万円
1口につき加入61ヶ月以上100万円
◎生活資金 200万円まで
但し、年収50%以内で
1口につき加入60ヶ月以下40万円
1口につき加入61ヶ月以上100万円
(注)百十四銀行取扱については、1口にて200万円可能。(審査有)

融資期間

◎事業資金
・設備資金 84ヶ月以内
・運転資金 60ヶ月以内
◎生活資金 6～60ヶ月(6ヶ月単位)(香川銀行・観音寺信金)
12～84ヶ月(1ヶ月単位)(百十四銀行)

融資利率

◎事業資金
百十四銀行の短期プライムレート(平成23年4月1日現在1.975%)に、0.15%～0.55%を加算した利率
保証協会付は百十四銀行の短期プライムレートに、0.0%～0.4%を加算した利率と保証料

CHOKYO

商工貯蓄共済は
商工会会員のための
制度です。

加入できる方
(掛金払込者)
商工会の会員並びに
その家族及び従業員

満期更新の特典
診査・告知不要で
手続きが簡単です。



人間ドック助成金支給

健康管理も貯蓄共済で!



◎内 容
人間ドック(健康診断、成人病検査含む)の検診費用が最高5,000円まで助成されます。
◎条 件
本共済制度に5口以上の加入者及びその被保険者。
◎申込方法
申込書(商工会にあります)を提出します。病院にいつて検診・費用支払後、領収書を受け取ります。領収書を商工会に提出します。後日助成金が支給されます。

前納報奨金支給

毎月の共済掛金を1年間分前納していただきました加入者の方に、1口、1,000円を報奨金として支給します。
報奨金 約4.2%

粗品進呈

4口までの加入者に粗品を進呈
5口以上加入者に特別粗品を進呈

諸手続きについて

掛金の支払方法

初回掛金は集金とします。2回目以降の掛金は取扱金融機関の預金口座より自動的に引落しされます。口座引落の手続きをしない方は商工会で集金します。

口座引落日

毎月24日(24日が休日の場合は翌営業日とします。)

保険金等の請求

保険金等の請求については商工会へお申し出下されば必要書類をお送りします。

契約内容の変更

契約内容に変更が生じた場合は、商工会へお申し出下さい。

積立金額の通知

掛金積立金の内訳は毎年1回送付します。ご不審な点がありましたら商工会または香川県商工会連合会までご連絡下さい。

ご契約に際して

◎「重要事項説明書」の内容を十分ご確認のうえ、お申し込み下さい。
◎ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧下さい。

この制度は、商工貯蓄共済業務規約に基づいた共済制度です。詳しいお問い合わせ、お申し込みは商工会又は連合会にご連絡下さい。
取り扱い商工会

香川県商工会連合会

TEL 087-851-3182
FAX 087-822-4957

商工貯蓄共済



商工会がお薦めする商工貯蓄共済は、あなたの経営を応援します。

国が認めた安心制度

この制度は、国から認められた全国の商工会で行われている制度ですから安心です。

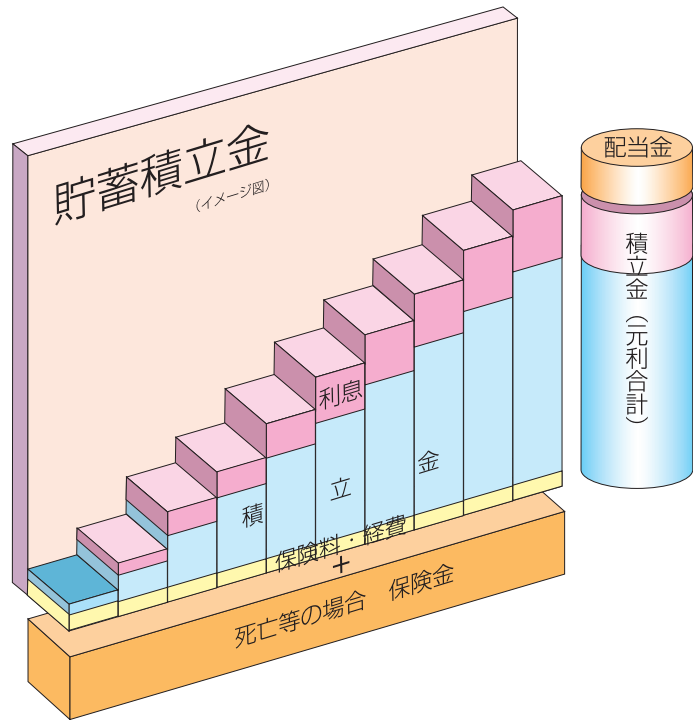




将来に備えてしっかりふやす

積立金および利息

【積立内容】
毎月の掛金より、年払いの保険料(年令・性別により異なる)と年間経費(1口/年1,200円)を差し引いた残りが貯蓄積立金となり、2年目から銀行の1年定期の大口定期扱いとなります。利息は複利で計算されるので、自己資金が蓄積されます。



※貯蓄積立金は預金利率の変動により変わります。この例は年利率0.32%で、10年間変動がないものとして試算したものであって、確定金額ではありません。
※貯蓄積立金は、預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財産状況に応じて削減される場合があります。

皆様のお役に立ちます3つの機能

- 自己資本の充実
- 企業と家族に安心
- 企業の資金繰り

月額1口2,000円で

加入期間
10年間

加入限度口数
被保険者1名につき
30口まで
※15歳未満の方
1名につき**10口**まで

積立金の払い戻し

【満期】
満期時には、10年間の貯蓄積立金(元利合計)と配当金をお支払いします。
【中途解約】
中途解約は自由です。その際にはそれまでの貯蓄積立金を加入者にお返しすると同時に保険契約も解約になります。なお、共済掛金を6ヶ月以上延滞された時は除斥脱退になることがあります。

加入例(モデルA) (平成23年4月現在)
【例】被保険者が加入時6歳の女性の場合(1口)
掛金/月額 2,000円
年払保険料/1,102円
年間経費/1,200円
満期金/220,125円(配当金は含んでおりません)

区分	保 障		積 立	
	保 険 金	配 当 金 等	積 立 金	利 息
死亡等	○	○	○	○
中途(解約)		○	○	○
満期		○	○	○

(注)配当金及び積立金利息は変動(増減)します。



家族みんなの確かな安心

生命保険

保険の種類

集団扱定期保険(勤労保険)

被保険者(保険の対象となる人)

商工会の会員並びにその家族及び従業員で、保険年令6歳から65歳までの健康な方。

保険契約の保障の開始

初回共済掛金払込月の翌1日、かつ保険会社が申込みを承諾したときです。なお、要診査の場合はその完了承諾後となります。

保険契約に係る診査基準

保険の契約に際し、診査を受けていただくことがあります。詳しくは、右の表をご参照下さい。

生前給付特約「リビング・ニーズ特約」

生きている間に保険金を受け取ることができます。生前給付特約を付加することにより、被保険者が余命6ヶ月以内と判断されたとき、生前給付特約による保険金を生前給付特約保険金受取人にお支払します。保険料はかかりません。

また、ご希望により特約が追加できます。医療保障特約

保障内容(入院日額10,000円プラン加入の場合)

病気やケガで入院 1日当たり 10,000円
手術をされたとき 1回につき 40万円、20万円、10万円
入院や手術がなかったとき(無事故給付金) 5年毎に 10万円
※ご加入しやすい5,000円プランも用意しています。

取扱保険会社

ジブラルタ生命保険(株)

保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構による契約者保護の措置が図られますが、解約等のお取り扱いが一定期間できなくなったり、ご契約時の保険金額等の消滅、早期解約控除の実施等の契約内容の変更が行われる場合があります。



保険金

1口あたりの保険金は加入モデル・年齢・性別によって異なります。

◆ model-A		◆ model-B	
年齢	保険金(1口あたり)	年齢	保険金(1口あたり)
6 ~ 46	100万円	6 ~ 34	100万円
47 ~ 54	50万円	35 ~ 44	60万円
55 ~ 65	25万円	45 ~ 54	30万円
		55 ~ 65	25万円

【診査基準表】

通算加入保険金額(万円)	診 査 基 準			
2,000超~3,000	※加入不可	(ド・選・囁)		
1,500超~2,000				
1,200超~1,500				
1,000超~1,200				
~1,000	告知扱			
年 齢	~14歳	15~39歳	40~45歳	46~65歳

※被共済者が、申込日現在満15歳未満となる契約の場合、既に加している普通死亡保険・災害死亡保険・傷害保険等の保険金額をあわせて通算保険金額が1,000万円を超えると、お申込みいただいてもお引き受けできません。

ド=人間ドック成績表、選=選任嘱託医、囁=囁託医、
※1 告知扱範囲を超える場合は()内の診査基準を適用します。
※2 ()内の診査基準の選択は、被保険者と相談の上対応します。
※3 告知扱の範囲は、5年以内の告知扱契約を適用します。

交通事故傷害保険

保険の種類

団体交通事故傷害保険

保険内容

1口につき(加入限度額30口)
死亡・後遺障害保険金額 40.6万円
入院保険金額 1日当たり 340円(180日限度)
通院保険金額 1日当たり 207円(90日限度)

保険契約の責任開始

当月20日までに加入手続きをされた方は当月末日午後4時から保険責任が開始され、保険期間は当末日より1年間となります。

保険金の支払い

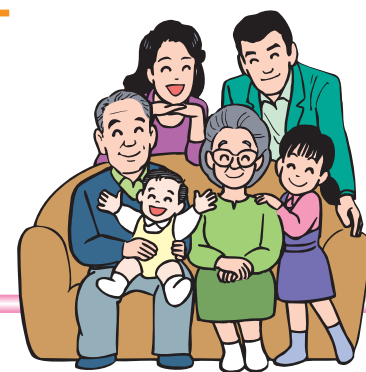
◎入院・通院保険金は、交通事故等による傷害で平常の生活機能または、業務能力に支障をきたし、かつ医師の治療を受けるために入院または通院されたときに支払われます。
◎保険金の受け取りは、入院・通院・後遺障害保険金は被保険者本人、死亡保険金は法定相続人となります。

◎ケガ(事故)にあわれた場合、また保険金請求手続きにつきましては商工会にお申し出下さい。

※このご案内はごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては交通事故傷害保険パンフレット(QX702-2)をご参照いただくか、弊社へお問合わせください。

引受保険会社

日新火災海上保険(株)
高松サービス支店
〒760-0025
高松市古新町8-1-6F
Tel:087-851-0030



税金の特典

1.法人が掛金を支払う場合

- (1)掛金のうち共済保険料と経費充当額は会社が受取人(共済保険金)の場合、会社の福利厚生費として損金算入ができます。
- (2)被保険者が従業員で、受取人が従業員の親族の場合は、掛金相当額を従業員に対する現物給与として計上したときに損金算入処理ができます。

2.個人事業主が掛金を支払う場合

- (1)掛金(従業員分)のうち、共済保険料と経費充当額は、事業主が受取人(共済保険金)の場合、これら相当額を福利厚生費として損金算入ができます。
- (2)経営者分の共済保険料充当額は、確定申告の際、生命保険料として所得から控除されます。
- (3)被保険者が従業員で、受取人が従業員の親族の場合は、掛金相当額を従業員に対する現物給与として計上したとき、損益算入処理ができます。

【保険料等の経理処理一覧】

保険料等の経理処理は、加入形態により次のようになります。

加入者(掛金者)	加入形態		経理処理	
	被保険者	保険金受取人	保険料	事務経費
個人事業主	事業主	親 族	家事費	すべて必要経費(雑費)
	専従者のみ	親 族	家事費	
	従業員・専従者	事業主	必要経費(福祉厚生費)	
	従業員	事業主	同 上	
法人	役員(役員家族含む)	法 人	損金計上(福祉厚生費)	すべて損金計上(雑費)
	役員・従業員	法 人	同 上	
従業員等	従業員等	親 族	生命保険料控除対象	

(注)事務経費には、消費税相当額が含まれています。